

○天理市少年指導員設置規程

平成 10 年 3 月 26 日 訓令甲第 3 号
改正

平成 20 年 12 月 11 日 訓令甲第 1 号

(設置)

第 1 条 少年の社会環境の浄化及び非行の防止を図るため、天理市少年指導員（以下「指導員」という。）を置く。

(委嘱)

第 2 条 指導員は、少年を愛護指導する関係機関・団体及び民間有志からの推薦に基づき、天理市教育委員会が委嘱する。

(任期)

第 3 条 指導員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠指導員の任期は、前任者の残任期間とする。

(任務)

第 4 条 指導員は、次の任務を行う。

- (1) 社会環境の改善に関すること。
- (2) 少年の生活指導及び非行の早期発見に関すること。
- (3) その他少年の指導に必要な業務に関すること。

(その他)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、指導員に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 1 月 5 日から施行する。